

平成28年4月1日現在

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容
療養補償給付 療養給付	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき (労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき)	必要な療養の給付
	業務災害又は通勤災害による傷病により療養するとき (労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき)	必要な療養費の全額
休業補償給付 休業給付	業務災害又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額
障害(補償)給付	障害補償年金 障害年金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき
	障害補償一時金 障害一時金	業務災害又は通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき
遺族(補償)給付	遺族補償年金 遺族年金	業務災害又は通勤災害により死亡したとき
	遺族補償一時金 遺族一時金	(1)遺族(補償)年金を受け得る遺族がないとき (2)遺族補償年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族(補償)年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額 (その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)
傷病補償年金 傷病年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1)傷病が治っていないこと (2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の245日分から313日分の年金
介護補償給付 介護給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第1級の者又は第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、104,950円を上限とする)。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が57,030円を下回る場合は57,030円。随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、52,480円を上限とする)。ただし、親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が28,520円を下回る場合は28,520円。
二次健康 診断等給付	定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があるとき	二次健康診断 特定保健指導 二次健康診断の結果に基づく医師又は保健師の保健指導